

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和4年7月5日

世田谷区

1 業務の概要

(1) 件名

世田谷区民会館管理運営業務委託

(2) 目的

世田谷区民会館の改築・改修に伴い、ホール機能及び設備機器の更新、諸室の追加及び配置の変更等により、大幅に設備機能が新しくなる。この新たな世田谷区民会館の維持管理及び運営を効率的かつ的確に行う事業者を選定することを目的とする。

なお、本件業務は区民交流スペース等の区民利用施設が開設するまでの期間(令和8年開設予定)における、区民会館のみの開館前準備業務及び管理運営業務とする。よって、区民交流スペース等の区民利用施設と区民会館の一体的な管理が始まる際には再度事業者選定を行う予定である。

(3) 業務内容

施設維持管理全般及び施設の利用に関する業務

施設及び設備の保守に関する業務

災害時対応業務

その他区長が必要と認める業務

(4) 履行期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

契約は年度ごとに締結し、各年度における本事業の予算配当を条件とする。

本庁舎等整備計画に伴う工事の進捗状況により、履行期間を短縮する可能性がある。

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。
- (2) 区から指名停止(入札禁止)を受けている期間中でないこと。
- (3) 区の競争入札参加資格を有すること。
- (4) 都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと。
- (5) 過去10年(平成24年4月1日から参加表明書提出日まで)の間に、参加者が同種業務を3年間以上受託した実績を有すること。

【同種業務】

500席以上のホール施設を有する文化施設または集会施設の管理運営業務

3 審査の進め方

受託候補者の選定は、別に定める要綱により選定委員会を設置し、提案書による審査やヒアリングを踏まえて実施する。

(1) 審査方法

提案評価(書類審査)

- ・ 提案書及び提案金額(見積書)について、審査委員会において、以下(2)の評価基準に基づき評価を行い、書類審査とする。
- ・ 参加者資格の確認をした上で書類審査を行うが、参加資格が確認できなかった参加者については、書類審査を行わず、別途結果を通知する。
- ・ 参加資格を有する参加申込者が4者以上の場合は、書類審査を行い、原則上位3者以内を選定する。
- ・ 書類審査終了後、速やかに結果を参加者全員に通知する。
- ・ 提案書の審査対象となる者には、提案書等を期限内に提出することを前提に、ヒアリング日程等を併せて通知する。なお、提案書等の提出が1社であった場合でも、ヒアリングを行うものとする。

提案評価(プレゼンテーションおよびヒアリング審査)

- ・ 提案評価実施予定日：令和4年9月上旬
- ・ 審査会場、時間等の詳細については、提案評価者に別途通知する。

(2) 審査基準

第1次審査の視点

- ・ 実績、運営管理体制、施設管理・運営等の基本的な項目を審査する。

第2次審査の視点

- ・ 1次審査表の中から、次の3つの視点に焦点をあて審査する。

1、組織の管理体制 2、施設管理 3、施設運営

4 手続等

(1) 説明書の交付期間、場所および方法

期間：令和4年7月5日（火曜日）から7月19日（火曜日）午後3時まで

世田谷区ホームページよりダウンロード

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/008/001/002/d00198442.html>

(世田谷区ホームページ、ページ番号「198442」)

(2) 参加表明書の提出期限および方法等

期限：令和4年7月19日（火曜日）午後3時まで（必着）

部数：1部

方法：様式1「参加表明書」を電子メールにて送信すること。

送信先：世田谷区 世田谷総合支所 地域振興課 生涯学習・施設

電子メールアドレス SEA02072@mb.city.setagaya.tokyo.jp

通知：7月22日（金曜日）を目途に各参加表明者あてに提案招請通知を発送する。

参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、様式2「辞退届」を提出すること。

(3) 提案書の提出期間および方法等

期限：令和4年8月1日（月曜日）から令和4年8月17日（水曜日）午後3時まで（必着）

部数：原本1部 副本8部

方法：持参もしくは郵送

提出先：世田谷区 世田谷総合支所 地域振興課 生涯学習・施設

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電話 03-5432-2835

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口は、下記「6. 本件担当」のとおり

- り。
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）等を公表することができる。
 - (7) 詳細は説明書による。
 - (8) 区との契約では単年度で予定価格 2000 万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。

6 本件担当

世田谷区 世田谷総合支所 地域振興課 生涯学習・施設

担当：入江、三由

住所 〒154 - 8504 世田谷区世田谷4 - 21 - 27

電話 03 - 5432 - 2835

電子メールアドレス SEA02072@mb.city.setagaya.tokyo.jp

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」が適用されます



工事請負契約の
技能労働者の場合

東京都の公共工事設計労務単価の
職種ごとの単価の85%相当額
(各職種の金額は裏面をご覧ください。)

工事以外の契約の
労働者の場合

(不動産、賃貸借を除く)

1時間あたり 1,170円

労働報酬下限額とは・・・

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき、告示します。

労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、労働報酬下限額が適用になる契約案件(※)の業務に従事する方が対象です。

一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約及び予定価格が2千万円以上の工事以外の契約（不動産、賃貸借を除く）又は指定管理者協定

世田谷区公契約条例とは・・・

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、
世田谷区ホームページをご覧ください。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/009/004/d00135058.html>

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,625円	潜かん世話役	3,804円	型わく工	2,795円
普通作業員	2,295円	さく岩工	3,284円	大工	2,720円
軽作業員	1,658円	トンネル特殊工	3,124円	左官	2,944円
造園工	2,295円	トンネル作業員	2,635円	配管工	2,497円
法面工	2,880円	トンネル世話役	3,570円	はつり工	2,667円
とび工	2,965円	橋りょう特殊工	3,230円	防水工	3,177円
石工	2,901円	橋りょう塗装工	3,315円	板金工	3,039円
ブロック工	2,689円	橋りょう世話役	3,783円	サッシ工	2,731円
電工	2,731円	土木一般世話役	2,710円	内装工	2,975円
鉄筋工	2,933円	高級船員	3,241円	ガラス工	2,731円
鉄骨工	2,731円	普通船員	2,561円	ダクト工	2,434円
塗装工	3,103円	潜水士	4,399円	保温工	2,412円
溶接工	3,326円	潜水連絡員	3,103円	設備機械工	2,444円
運転手(特殊)	2,614円	潜水送気員	3,029円	交通誘導員A	1,658円
運転手(一般)	2,157円	山林砂防工	2,859円	交通誘導員B	1,477円
潜かん工	3,230円	軌道工	4,962円	上記以外の職種	1,170円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,365円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和3年12月20日告示によるものです。なお、工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額については、算定基礎となる国土交通省が定める公共工事設計労務単価が改定（例年2月に改定）された際には、あらためて改定額の告示を行います。

適用対象は令和4年4月1日以後に締結する契約（同労働報酬下限額の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。